

文 教 産 業 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 午後 1 時 30 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
6 月定例会（6 月 22 日）から付託された事件（議案 3 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 2 時 5 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 6 月 22 日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆さんお疲れ様でございます。本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。開会に先立ち、委員の皆様にご報告申し上げますが、季節柄暑い時期ですので、会議室にスポーツドリンク、またお茶の持ち込みを許可しますことをご報告申し上げます。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 3 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 3 号「平成 30 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。審査は、第 1 条 総則及び第 2 条 債務負担行為の補正について行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 公共下水道の主要な処理場であります、長門地区の東深川浄化センター及び中継ポンプ場施設の維持管理につきましては、直営方式で維持しながら、一部の業務を市内業者へ委託して対応しておりましたが、第 2 次長門市総合計画や第 4 次長門市経営改革プラン等でお示ししていますとおり、管理体制を見直し、経験豊かな民間力の活用と連携を図り、持続的で効果的な維持管理へ転換することとしております。民間への委託方法は、一定の性能、水質基準を確保させ、運転方法には、民間事業者の裁量、創意工夫に任せる性能発注方式を採用し、各種の手続きや調達、修繕業務なども含め、包括的に委託することで、技術力の確保や、業務の効率化などが期待できる複数年契約の包括的民間委託としております。受託者の選定にあたりましては、民間の優れた技術やノウハウを重視する公募型プロポーザル方式として、年内に受託者を決定し、複数年契約の包括的民間委託へ、平成 31 年度から移行するために、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間で 3 億 2,400 万円の債務負担行為を設定するものでございます。以上補足説明とさせていただきます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは 1 点だけお尋ねします。先ほど説明があつたように、今年度、業者を決定して、31 年度から包括的な業務委託をしていくということですが、債務負担行為が 31 年から 33 年度までで、3 億 2,400 万円ということで、単に 3 年間の金額がこれですから、1 年あたり 1 億 800 万円という、割る 3 で簡単に言えばですよ。その委託の 1 年にかかる経費というか、金額は簡単に言うと 1 億 800 万円前後だというふうに見られているということで理解していいですか。

宗村施設整備課長 そのとおりでございます。

大草委員 この度、包括的な維持管理業務を民間に委託するんですけども、将

来的に技術職というのが、いわゆる、これ対応できるような体制になるんでしょ
うかね。ということをお聞きします。

宗村施設整備課長 現在、委託に出そうとしております浄化センターとポンプ
場につきましては、民間において技術を確保されます。残ります農集等につき
ましては、ある程度、資格等も少なく、技術等も軽減されますので、その部分
につきましては今のところ市のほうで対応する予定としております。

林委員 冒頭に局長のほうからいろいろご説明がありました。ちょっと 1 点ほ
どお聞きしますけれども、平成 31 年度から複数年契約の包括的民間委託へ移行
ということで、これは市長の提案説明でもございました。これに関連して、今
回この業務ですよね。この業務を地元でこうした維持管理業務を行える業者と
いうのがあるのかないのか。もう 1 つは 3 月定例会で要望書が議会に出されて
おります。これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する
特別措置法、いわゆる合特法と言われるやつなんですけども、この合特法によ
り既存の業者、地元のですね。既存の業者との関係というのはどのように考え
ておられるのか。というのは、この問題は包括的民間委託にするとときに非常に
懸案事項というふうに私も認識しておりますので、そのあたりの考えをお尋ね
します。

田村管理課長 現時点におきまして、生活排水の処理を対象とする浄化槽法上
の農業集落排水事業等の小規模な処理施設の維持管理については、地元業者で
の運転・監視などの管理を委託しておりますが、下水処理を目的とする標準活
性汚泥法など、高度な維持管理技術を要する東深川浄化センター等の大規模な
施設において、包括的な維持管理を地元で対応できる業者はいないというこ
とで承知しております。そうは言っても、以前から地元でできるものについては
地元でしていただけないかという問いかけもしております。その中で対応でき
ないというのを伺っておりまして、先ほど宗村のほうからも言いましたけど、
技術が今まで、ずっと処理場に勤務した技術職が、今のセンター長を最後にい
なくなるという状況で、マンパワーがそれで継続できないという、やむを得な
い事情によるという理由が大でございます。先ほども申しましたとおり、一部
東深川の浄化センター等の包括的な民間委託になりますので、今正職員で 8 名
おりますけど、若干そこが 3 名程度の減員を考えておりますけど、残る 5 名と
いうのは先ほど宗村のほうから申しましたとおり、それ以外の公共で言います
ところの黄波戸の特定環境保全の処理場、あと農集、漁集の残りの全部を合わ
せると、今 2 つの処理場だけが包括的民間委託になりますので、残る 17 処理場
については依然として市が責任を持たなければいけないという形になりますの
で、そこについては今の認定度を残す予定にしておりますので、それで、今から
人口減になっていきますので、議会のほうでも説明しておりますけど、次の段

階におきましては青海とか、開作とか公共に近いところの農業集落等を統廃合をかけていく。人口の減と同時に下水の処理施設におきましては、処理場が一番経費がかかりますので、そこをスペックダウンと言いますか、統合するのが一番の経費節減になりますので、それに向けて技術の継承につきましては、最終的には包括民間委託と言いましても水質については干渉しないといけないということで、今のセンター長が退職していきますけど、残る技術スタッフを育てまして、資格等を取らせまして、最終的な責任は市がございますので、過去の農集で海上保安庁の起訴を受けたという反省も踏まえて、ちゃんと市の職員で管理できる体制を整えていこうと考えております。

南野委員長 田村課長、すいませんけど簡潔にお願いします。

田村管理課長 すいません、あと合特法の関係は市内の業者で言いますと、下水が伸びていくと、し尿収集等の関係の業種でございまして、市内には 2 業者でございます。

宗村施設整備課長 ちょっと追加してご説明させていただきます。合特法に関する業者の関係につきましてですが、これまで市民生活に密着した業務を中心に携わっております。現在委託しております農集、漁集等の処理施設の維持管理業務や管路の施設点検や清掃の業務は継続いたします。また東深川浄化センター等で維持管理の中には包括的管理委託にも含まれない部分もあります。そして、包括的維持管理委託の評価項目といたしましても、地元業者育成の目的で業務の一部を従来、委託しております維持管理業者に活用を務めるよう上げておるところでございます。以上のことから、地元業者がなるべく多く業務に携われることでスキルアップされるよう調整を進めていきたいと考えております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 8 号「長門市多目的交流広場条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 それでは議案第 8 号「長門市多目的交流広場条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。本議案の条例改正は 2 条立てで構成をしております。まず、第 1 条ですが、長門市俵山多目的交流広場について、市の使用料及び使用料の減免規定を整理するとともに、8 月から新たにクラブハウスおよび夜間照明などの利用を開始することから、それらの施設の利用料及び使用時間等を定めております。また、既存施設の使用時間を新規施設の使用時間に合わせて一部変更しております。これらの改正を本

年8月1日から施行するものでございます。次に、第2条ですが、新規施設の整備に伴い、既存施設の使用料金の見直しを行っておりますが、既存施設については事前予約を受け付けていることから、料金改正の周知期間も考慮し、本年9月1日から施行するものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 長門市多目的広場の条例の新旧対照表の別表の第2条関係、第12条関係にいろいろな料金が設定されております。現行と比べてかなり高くなっておりますが、スポーツ交流広場が900円。スポーツ交流広場の今回の新しい部分が1,950円ですね。ふれあい広場が1時間につき700円、これが1,600円で、いきがい広場200円が700円。1時間につきということ。下の管理棟も少し高くなっております。これの算出根拠についてお願いします。

市川世界大会等キャンプ招致室主査 長門市には施設使用料の適正化における基本方針といったものが、平成21年度に制定され22年度に改定されたものがございます。この基本方針に基づきまして、行政コスト等を算出して使用料の設定を行ったところでございます。

先野委員 次に県内他市の類似施設と比較してどのような状況かをお伺いします。

市川世界大会等キャンプ招致室主査 スポーツ交流広場、天然芝、ふれあい広場、人工芝につきましては県内他市の類似施設と比較検討をしております。天然芝のほうにつきましては県内11施設の平均が2,250円。時間あたりとなっております。また人工芝のほうに関しましては県内5施設、これは今話に出ましたけども長門スポーツ公園も含んでおりますけども、これらの平均が1,624円というふうになっております。これらの金額から比較しまして、妥当な金額かなというところでございます。また俵山多目的交流広場につきましてはご存じのとおりラグビーワールドカップ2019公認キャンプ地の練習拠点会場となるべく、現在いろんな、大規模な改修工事を行っておるところでございしますが、これらに伴う俵山多目的交流広場全体の資産価値の向上、それから先の県内他施設との比較検討の結果、さらには利用料、これ自体が合併前の実は平成9年度以降、一度も見直しが21年間されていなかったと。こういう事実もございまして、今回の利用料金、これらから考えましても妥当な金額であると考えておるところでございます。

先野委員 最後にしますが、今部長からの補足説明の中には、緩和措置の話と、これ以前から受け付けていることから、9月1日からの予約に対しての話しがあったと思います。料金を上げるというような話もあったと思いますが、俵山多目的広場は本年8月ぐらいからこれ使えるということでありますが、施設の予

約は2か月前からするというふうに思っていますが、前もって6月とか7月ぐらいに予定された方の料金が条例で変わる前の料金と考えてよろしいということですかね。

伊藤企画政策課長 議員ご案内のとおり、現行の施設予約は利用の2か月前から可能ということで行っておりますけども、今回はこの期間は周知期間というような位置づけで条例承認から8月末まで約2か月ですけれども、この間に既存の施設を使われる予約者に対しましては現行の料金体系の維持というような暫定措置を附則でうたうという形にしております。それを緩和措置というふうな形で実施をと思っております。先ほどの部長の説明にもございましたけども、9月1日からは条例の施行というような段取りでいきたいというふうに思っております。

重廣委員 今、先野委員が言われましたが金額がかなり、倍以上に跳ね上がっていますよね。平成9年度以来金額が変更されていない。本来ならその中間にでも少し上げるべきだったのかなと私は思っておりますが、この度クラブハウスが新設されまして、そのタイミングでこの機会に上げられるんだろうと私は考えました。金額のことは説明を受けましたのでわかりましたが、長門市の教育委員会にですね、社会教育団体として登録をされている団体は今までこのあたりの学校等の開放施設をいくらか安く借りられてるという、免除と言いますかね。削減されている部分があるんですが、この施設について、例えば900円だったものが1,950円にかなり、ぼんと上がっていますけど、そのあたりの免除と言いますか、削減の対象になるのかどうか、お聞きしたいと思います。

市川世界大会等キャンプ招致主査 基本的には減免の関係に関しましては従前どおりでございます。まず条例案の中では高校生以下の児童、生徒が使用する場合には5割引というふうにまずうたっております。委員ご質問の減免等に関しましてはこれ規則のほうで規定をしてございます。こちらでも従前どおり変更がございませんが、あくまでも受益者負担という考え方を基本としまして、施設の利用促進等の効果を考慮した結果、議員がおっしゃった市内の各協会であるとか、社会団体、スポーツ少年団であるとか、そういう各種協会等が主催する大会等において減免措置を講ずるというふうに規定をしておるところでございます。

重廣委員 よく分かりました。これはこの場所で言ってもいいんだろと思いますが、市内のスポーツ団体等の名を借りて、外の方がいろんな場所を使われているという変な噂を聞いておりますので、そのあたりはよく、詳しく調べてやっていただきたいと思います。答弁いりません。

中平委員 すみません、重廣委員の質問とかぶるかもしれませんが、13条の3とかに指定管理者が公益上特に必要があると認められるとき。この具体的な例

と言うのがありましたらお教えてください。

高橋農政畜産係長 まずこちらの施設に関しましては指定管理制度で施設のほうを、委託をしております、市のほうで定めているというものに関しましては、使用料というところで、指定管理者のほうで内容のほうを確認したうえで収入として収受する金額というものを定めるというところが、これが利用料という区分がございまして、特別な理由があった場合に、指定管理者のほうで利用料のほうを定めるという特例があるというところになります。

中平委員 具体的な使用団体等の名前ということで。指定管理者から減免を受ける団体等のどういうイベントをされているのかとか、そういうことをお聞きしたいんですが。

光永経済観光部長 申し訳ございません。こちらのほうは現在指定管理者で運営しております、減免のほうは今指定管理者のほうで減免しておりますので、市の減免と同じような取り扱いで、同じ団体に減免のほうを措置しておりますので。条文的には先ほど担当のほうから説明したとおり、市の減免と指定管理者の減免でそれぞれうたわせていただいているということでご理解いただければと思います。

林委員 先般の一般会計補正予算には、指定管理者のクラブハウスができることによって追加補正、指定管理料の追加が出ております。今回、先ほど来からお話になっております、利用料金が上がるということで、これは29年度の収入実績でいくと、この旧料金での実績は42万5,830円ということになっております。今度新しい料金体系となって、年間の利用見込額というのが、これは平成29年度利用実績に基づいた金額というのが152万4,526円ということですよ。ちょっと懸念しているのは、確かに利用料金が上がれば確かに収集するお金は当然上がるのは当然です。ただ、利用する団体側の立場に立つと、今後の利用の頻度というか、たとえば3回使っていたところが1回になるとか、そういう懸念というのが想定されるんだけど、そういうことというのはどのあたりの影響を考えていますか。

光井農林課長 料金が変わって、利用の団体が減るんじゃないかというご質問でございしますが、確かに料金が上がって懸念される団体がいらっしゃると思います。ただ、ご案内のように夜間照明が付いたりとか、クラブハウスもきちんと整備されるということで、やはりそういう夜間とも、今から夏のときは昼間よりも夜間でやろうかというようなことも考えられると思いますので、そういったことからすれば利用のほうは伸びていくというような形では私どもは思っているというところで、確かに大きく伸びるということはなかなかちょっと難しいとは思いますが、やはりそういった新しい施設を利用するということに関して、やはり皆さんスポーツされる方から見ると、やっぱりやってみ

たいなというような気持ちは湧いてくるんじゃないかというふうに思っております。

林委員 要するに公共施設というのはやっぱり使用されていくらだと思うんですね。基本的に。やっぱり利用団体が利用しやすい料金体系で利用に供していただく公共施設というか。俵山もそうですけど。これが確かに料金が 2 倍 3 倍になっていますので、私はそういう意味で懸念されるんじゃないかと言ったんですけども、やはり減免規定であるとか、利用頻度を上げていくとか、これからラグビーワールドカップ 2019 も控えていますので、おそらく当分は上がっていくと思うんですよ。そのあとの宴が済んだあとの頻度回数というのを、そのへんの絡みというのはどういうふうに考えているのかなというふうに聞かせていただいたんですけど。

伊藤企画政策課長 先ほど市川のほうも申し上げましたけど、いったん資産価値が上がるということは、やっぱりその施設が皆さん方に利用しやすいということは間違いないと思います。ということは、ある程度の料金転嫁が必要になってくるというのはあると思うんですね。かと言って、市民の皆さんが安く使いやすいという部分は、やっぱり今度は良いように使えますよというアピールはどんどん必要だと思います。先ほど市川も申しましたけども、企画政策課としてはこの度の吉津議員さんの一般質問でもありましたけど、やっぱりいったんワールドカップへの使用頻度を上げていく。それからオリ・パラに広げていく。それから、やっぱり今度は女子ラグビーもあるということで、どんどんどんどん使ってもらおうというのは新たな政策も含めて、どんどん打っていきたいというふうな考えも持っておりますので、そこでガッチリ、使う人を増やしていきたいというふうには思っております。

重村委員 それでは 2 つほどお尋ねします。新たに夜間照明が付いたということで、まず 1 点目は、夏と冬とで 50 円ほど単価が違いますよね。これはまず何故か教えてください。

市川世界大会等キャンプ招致室主査 これは中国電力の料金体系に基づくものでございます。

重村委員 8 月からが本格的ですけど、実はブルーエンジェルスが使ったりとかいうことで、たまに付いていることがあります。照明自体は LED の電球だというふうに聞いているので、消費電力とかあるでしょうけど、ひょっとして 4 機付いていたら、1 時間 600 円で電気代済んじゃうのかなというのが懸念されたんですけど、1 時間付けて 4 機、原価はどのくらい電気料が来るのか。そのあたり赤字のない程度でセッティングされているのかお尋ねしたいと思います。

市川世界大会等キャンプ招致室主査 1 時間あたりの使用料は今、規定しておる 600 円と 550 円というふうに割安なんですけど、これは中国電力の料金体系に

基づくものと先ほどご説明差し上げた中で、これは実は業務用の料金の体系で契約をするわけなんです。これ以外に実は基本料金というものがございます。これが月額あたり 7 万円程度かかります。これはあくまでも会場整備と言いますか、設備投資の部分に係るクラブハウスとか夜間照明本体の投資というふうな中で、考え方は同じで税負担によるものというふうに考えておりますので、こちらのほうで全部負担するというふうになっておりますので、実際利用者の方が払っていただくのは、1 時間あたり 600 円と 550 円の部分だけで済むということになっております。

重村委員 それで大きく今回料金を全面的に見直すという形を取られたと思います。それで 1 つは、料金の決定権者は当然僕は行政側にあると思うんですが、長年懸念になっているのが俵山の団体が維持管理されていて、これを見ると分かると思いますけど、一面、たとえばスポーツ交流広場であれば今度 1,950 円、1 時間あたりということになりますけど、実は 20 人で使っても 500 人で使ってもというような団体があるわけですね。実は一面 1,950 円で使っちゃうんだけど、父兄とかそんなんが来られたら実質 500 人くらい入っていると。このあたりというのを、料金改定に合わせて指定管理者等からきちんと聞き取り等をされて今回上程されているのか、それとももう行政が決定権者ということで上げて来られたのか。そこのあたり聞かせてください。

市川世界大会等キャンプ招致室主査 今、何百人単位でご利用になるとか、そこらへんまでは指定管理者の方からヒアリングをして決めたということが実はございません。正直申し上げまして。ただ、今回いろんなそういった情報であるとか、やっぱり料金に関しましては先ほども申し上げましたけれども、適正化における基本方針というものがございまして、あくまでもこれを元に行政コストであったり、年間の維持管理料を含む行政コストを元に算定するというふうになっておりますので、そういった付加価値であったり、現状といったものを考慮して、これはあくまでも今後どういうふうにしていくかというのはお互いの話し合いで決めていかなきゃいけないし、いけない部分であるとは思いますが、料金を決める際に関しましては、それを考慮したということとはございません。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 9 号「長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 この度の条例の一部改正は、平成 28 年度に策定いたしました、長門市水道ビジョン、また上水道と簡易水道の事業統合や水源の変更等により、水道法上、必要となります事業認可を変更したことに伴い、給水人口及び 1 日最大給水量を変更するものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 14 : 05 —